

平成24年第1回宇治田原町議会定例会

目 次

○第3日（平成24年3月16日）

議事日程（第3号）	91
日程第1 議案第8号	宇治田原町印鑑条例等の一部を改正する条例を制定するについて……………94
日程第2 議案第9号	宇治田原町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例を制定するについて……………94
日程第3 議案第12号	宇治田原町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例を制定するについて……………95
日程第4 議案第13号	宇治田原町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて……………95
日程第5 議案第14号	宇治田原町中央公民館運営審議会設置条例の一部を改正する条例を制定するについて……………96
日程第6 議案第15号	宇治田原町社会体育施設運営委員会設置条例等の一部を改正する条例を制定するについて……………96
日程第7 議案第17号	宇治田原町快適・安全な環境づくり条例の一部を改正する条例を制定するについて……………97
日程第8 議案第18号	宇治田原町土採取事業の規制に関する条例等の一部を改正する条例を制定するについて……………97
日程第9 議案第19号	宇治田原町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて……………98
日程第10 議案第20号	宇治田原町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて……………98
日程第11 議案第21号	宇治田原町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて……………99
日程第12 議案第22号	公の施設の区域外利用に係る協議について……………99
日程第13 議案第23号	指定管理者の指定について（宇治田原町老人福祉センターやすらぎ荘）……………99
日程第14 議案第24号	指定管理者の指定について（宇治田原町林業センタ

		一) ……………	99
日程第15	議案第25号	指定管理者の指定について（森林総合利用施設（末山及びくつわ池自然公園））……………	99
日程第16	議案第26号	指定管理者の指定について（宇治田原町商工センター）……………	99
日程第17	議案第27号	指定管理者の指定について（銘城台自然公園）……………	99
日程第18	議案第28号	指定管理者の指定について（銘城台児童公園）……………	99
日程第19	議案第29号	指定管理者の指定について（緑苑坂てんじんやま公園）……………	99
日程第20	議案第30号	指定管理者の指定について（緑苑坂にし公園）……………	99
日程第21	議案第31号	指定管理者の指定について（緑苑坂なか公園）……………	99
日程第22	議案第32号	平成23年度宇治田原町一般会計補正予算（第4号）	100
日程第23	議案第33号	平成23年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）……………	101
日程第24	議案第34号	平成23年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）……………	101
日程第25	議案第35号	平成23年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第3号）……………	102
日程第26	議案第36号	平成23年度宇治田原町奥山田簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）……………	102
日程第27	議案第37号	平成23年度宇治田原町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）……………	103
日程第28	議案第38号	平成23年度宇治田原町水道事業会計補正予算（第2号）……………	103

平成24年第1回宇治田原町議会定例会

議事日程(第3号)

平成24年3月16日

午前10時開議

- 日程第1 議案第8号 宇治田原町印鑑条例等の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第2 議案第9号 宇治田原町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第3 議案第12号 宇治田原町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第4 議案第13号 宇治田原町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第5 議案第14号 宇治田原町中央公民館運営審議会設置条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第6 議案第15号 宇治田原町社会体育施設運営委員会設置条例等の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第7 議案第17号 宇治田原町快適・安全な環境づくり条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第8 議案第18号 宇治田原町土採取事業の規制に関する条例等の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第9 議案第19号 宇治田原町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第10 議案第20号 宇治田原町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第11 議案第21号 宇治田原町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第12 議案第22号 公の施設の区域外利用に係る協議について
- 日程第13 議案第23号 指定管理者の指定について(宇治田原町老人福祉センターやすらぎ荘)
- 日程第14 議案第24号 指定管理者の指定について(宇治田原町林業センター)

- 日程第15 議案第25号 指定管理者の指定について（森林総合利用施設（末山及びくつわ池自然公園））
- 日程第16 議案第26号 指定管理者の指定について（宇治田原町商工センター）
- 日程第17 議案第27号 指定管理者の指定について（銘城台自然公園）
- 日程第18 議案第28号 指定管理者の指定について（銘城台児童公園）
- 日程第19 議案第29号 指定管理者の指定について（緑苑坂てんじんやま公園）
- 日程第20 議案第30号 指定管理者の指定について（緑苑坂にし公園）
- 日程第21 議案第31号 指定管理者の指定について（緑苑坂なか公園）
- 日程第22 議案第32号 平成23年度宇治田原町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第23 議案第33号 平成23年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）
- 日程第24 議案第34号 平成23年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第35号 平成23年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第26 議案第36号 平成23年度宇治田原町奥山田簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第27 議案第37号 平成23年度宇治田原町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第28 議案第38号 平成23年度宇治田原町水道事業会計補正予算（第2号）

1. 出席議員

議長	12番	西谷信夫	議員
副議長	1番	青山美義	議員
	2番	原田周一	議員
	3番	今西久美子	議員
	4番	安本修	議員
	5番	上林昌三	議員
	6番	田中修	議員
	7番	弦川孝治	議員
	8番	森田木一	議員

9番 森山高広 議員
 10番 垣内秋弘 議員
 11番 下岡周之 議員

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町	長	奥田光治君
副町	長	坊嘉宏君
教育	長	西出維久雄君
総務課	長	大江輝博君
企画・財政課長 (理事)		野間雅彦君
企画・財政課 企画政策担当課長		馬場浩君
会計管理者兼 税務・会計課長(理事)		田和武君
戸籍・保険課長		中辻正君
福祉課長		谷口眞有美君
健康長寿課長		谷村富啓君
建設・環境課長		光嶋隆君
産業振興課長		木元保男君
上下水道課長		野田泰生君
教育次長		久野村観光君
教育課長		上野照雄君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局	長	山下康之君
庶務係	長	廣島照美君

開 会 午前10時00分

○議長（西谷信夫） 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（西谷信夫） 日程第1、議案第8号、宇治田原町印鑑条例等の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

本案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西谷信夫） ないようでございますので、本案に対する質疑を終わります。

討論を省略し、これより議案第8号の採決をいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西谷信夫） 異議なしと認めます。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（西谷信夫） 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（西谷信夫） 日程第2、議案第9号、宇治田原町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

本案につきましても、既に提案理由の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西谷信夫） ないようでございますので、本案に対する質疑を終わります。

討論を省略し、これより議案第9号の採決をいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西谷信夫） 異議なしと認めます。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（西谷信夫） 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（西谷信夫） 日程第3、議案第12号、宇治田原町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

本案につきましても、既に提案理由の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西谷信夫） ないようでございますので、本案に対する質疑を終わります。

討論を省略し、これより議案第12号の採決をいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西谷信夫） 異議なしと認めます。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（西谷信夫） 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（西谷信夫） 日程第4、議案第13号、宇治田原町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

本案につきましても、既に提案理由の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西谷信夫） ないようでございますので、本案に対する質疑を終わります。

討論を省略し、これより議案第13号の採決をいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西谷信夫） 異議なしと認めます。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(西谷信夫) 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長(西谷信夫) 日程第5、議案第14号、宇治田原町中央公民館運営審議会設置条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

本案につきましても、既に提案理由の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西谷信夫) ないようでございますので、本案に対する質疑を終わります。

討論を省略し、これより議案第14号の採決をいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西谷信夫) 異議なしと認めます。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(西谷信夫) 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長(西谷信夫) 日程第6、議案第15号、宇治田原町社会体育施設運営委員会設置条例等の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

本案につきましても、既に提案理由の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西谷信夫) ないようでございますので、本案に対する質疑を終わります。

討論を省略し、これより議案第15号の採決をいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西谷信夫) 異議なしと認めます。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(西谷信夫) 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

◎議案第17号の質疑、討論、採決

○議長(西谷信夫) 日程第7、議案第17号、宇治田原町快適・安全な環境づくり条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

本案につきましても、既に提案理由の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西谷信夫) ないようでございますので、本案に対する質疑を終わります。

討論を省略し、これより議案第17号の採決をいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西谷信夫) 異議なしと認めます。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(西谷信夫) 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

◎議案第18号の質疑、討論、採決

○議長(西谷信夫) 日程第8、議案第18号、宇治田原町土採取事業の規制に関する条例等の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

本案につきましても、既に提案理由の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西谷信夫) ないようでございますので、本案に対する質疑を終わります。

討論を省略し、これより議案第18号の採決をいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西谷信夫) 異議なしと認めます。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（西谷信夫） 举手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

◎議案第19号の質疑、討論、採決

○議長（西谷信夫） 日程第9、議案第19号、宇治田原町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

本案につきましても、既に提案理由の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西谷信夫） ないようでございますので、本案に対する質疑を終わります。

討論を省略し、これより議案第19号の採決をいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西谷信夫） 異議なしと認めます。

举手により採決いたします。原案に賛成の方の举手を求めます。

（賛成者举手）

○議長（西谷信夫） 举手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

◎議案第20号の質疑、討論、採決

○議長（西谷信夫） 日程第10、議案第20号、宇治田原町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

本案につきましても、既に提案理由の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西谷信夫） ないようでございますので、本案に対する質疑を終わります。

討論を省略し、これより議案第20号の採決をいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西谷信夫） 異議なしと認めます。

举手により採決いたします。原案に賛成の方の举手を求めます。

（賛成者举手）

○議長（西谷信夫） 举手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

◎議案第21号の質疑、討論、採決

○議長（西谷信夫） 日程第11、議案第21号、宇治田原町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

本案につきましても、既に提案理由の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西谷信夫） ないようでございますので、本案に対する質疑を終わります。

討論を省略し、これより議案第21号の採決をいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西谷信夫） 異議なしと認めます。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（西谷信夫） 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

◎議案第22号の質疑、討論、採決

○議長（西谷信夫） 日程第12、議案第22号、公の施設の区域外利用に係る協議についてを議題といたします。

本案につきましても、既に提案理由の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西谷信夫） ないようでございますので、本案に対する質疑を終わります。

討論を省略し、これより議案第22号の採決をいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西谷信夫） 異議なしと認めます。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（西谷信夫） 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

◎議案第23号から議案第31号の質疑、討論、採決

○議長（西谷信夫） 日程第13、議案第23号、指定管理者の指定について（宇治田原町老人福祉センターやすらぎ荘）から日程第21、議案第31号、指定管理者の指定について（緑苑坂なか公園）までの9議案を一括して議題といたします。

9議案につきましても、既に提案理由の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西谷信夫） ないようでございますので、本案に対する質疑を終わります。

討論を省略し、これより議案第23号、指定管理者の指定について（宇治田原町老人福祉センターやすらぎ荘）から議案第31号、指定管理者の指定について（緑苑坂なか公園）までの9議案を一括して採決をいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西谷信夫） 異議なしと認めます。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（西谷信夫） 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

◎議案第32号の質疑、討論、採決

○議長（西谷信夫） 日程第22、議案第32号、平成23年度宇治田原町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案につきましても、既に提案理由の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西谷信夫） ないようでございますので、本案に対する質疑を終わります。

討論を省略し、これより議案第32号の採決をいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西谷信夫） 異議なしと認めます。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（西谷信夫） 举手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

◎議案第33号の質疑、討論、採決

○議長（西谷信夫） 日程第23、議案第33号、平成23年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）を議題といたします。

本案につきましても、既に提案理由の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西谷信夫） ないようでございますので、本案に対する質疑を終わります。

討論を省略し、これより議案第33号の採決をいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西谷信夫） 異議なしと認めます。

举手により採決いたします。原案に賛成の方の举手を求めます。

（賛成者举手）

○議長（西谷信夫） 举手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

◎議案第34号の質疑、討論、採決

○議長（西谷信夫） 日程第24、議案第34号、平成23年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案につきましても、既に提案理由の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西谷信夫） ないようでございますので、本案に対する質疑を終わります。

討論を省略し、これより議案第34号の採決をいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西谷信夫） 異議なしと認めます。

举手により採決いたします。原案に賛成の方の举手を求めます。

（賛成者举手）

○議長（西谷信夫） 举手多数。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

◎議案第35号の質疑、討論、採決

○議長（西谷信夫） 日程第25、議案第35号、平成23年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案につきましても、既に提案理由の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西谷信夫） ないようでございますので、本案に対する質疑を終わります。

討論を省略し、これより議案第35号の採決をいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西谷信夫） 異議なしと認めます。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（西谷信夫） 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

◎議案第36号の質疑、討論、採決

○議長（西谷信夫） 日程第26、議案第36号、平成23年度宇治田原町奥山田簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案につきましても、既に提案理由の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西谷信夫） ないようでございますので、本案に対する質疑を終わります。

討論を省略し、これより議案第36号の採決をいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西谷信夫） 異議なしと認めます。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（西谷信夫） 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

◎議案第37号の質疑、討論、採決

○議長（西谷信夫） 日程第27、議案第37号、平成23年度宇治田原町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案につきましても、既に提案理由の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西谷信夫） ないようでございますので、本案に対する質疑を終わります。

討論を省略し、これより議案第37号の採決をいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西谷信夫） 異議なしと認めます。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（西谷信夫） 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

◎議案第38号の質疑、討論、採決

○議長（西谷信夫） 日程第28、議案第38号、平成23年度宇治田原町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案につきましても、既に提案理由の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西谷信夫） ないようでございますので、本案に対する質疑を終わります。

討論を省略し、これより議案第38号の採決をいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西谷信夫） 異議なしと認めます。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（西谷信夫） 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

お諮りいたします。本日の日程は全部終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西谷信夫) 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて散会することに決しました。

次回は3月29日午前10時より会議を開きますので、御参集のほどよろしくお願いを申し上げます。

本日は大変御苦勞さまでございました。

散 会 午前10時17分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 西 谷 信 夫

署 名 議 員 原 田 周 一

署 名 議 員 森 山 高 広